

令和2年6月1日

保護者様

文京区立昭和小学校

校長 杉本 謙

登校再開に向けてのお知らせとお願い（改定版）

臨時休校期間中、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力くださりましてありがとうございます。

さて、4月20日に、「文京区版小・中学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に基づき、登校が再開された際の予防対策をお願いしたところですが、その後、学校では新たに検討を重ね、修正版を作成しました。保護者の皆様にご理解をいただき、感染症予防にご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 感染症予防策の徹底

- (1) 毎朝ご自宅で検温し、健康観察表にご記入をお願いします。登校時に児童に持たせてください。発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養させてください。この場合は、出席しなくてもよいと認める日（出席停止・忌引等の日数）となります。
- (2) 児童のマスク着用をお願いいたします。着用のない場合は、マスク（限りがあります）を配布し、着用させます。
- (3) 各児童に水筒を持たせてください。中身は、水かお茶、麦茶とします。熱中症予防のため、冷水機は禁止としますが、水分補給は、水筒を使用することを優先とします。
- (4) 児童には、登校時、休み時間終了時、体育終了時等に手洗いを実施させます。清潔なハンカチを毎日持たせてください。
- (5) 健康観察表を忘れた児童や、昇降口におけるサーモグラフィ検査で発熱反応が見られた児童については、昇降口での検温及び風邪症状の確認をします。
- (6) 教室等の常に換気をします。空調や衣服の調整による温度調節を行います。
- (7) 児童が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者様に連絡した上で下校させますので、速やかにお迎えをお願いいたします。
発熱や咳等の風邪症状が確認された場合は、昇降口に特別に設置した場所で待機となります。
- (8) 毎日、教職員が不特定多数の児童が触れる場所を中心に消毒作業を行います。
- (9) 昇降口から階段を上がる場所に消毒用マットを設置し、上履きの裏を消毒できるようにします。

2 教育活動上の対応

- (1) 学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を越えた活動は最小限にとどめます。全校朝会や各種集会は、放送設備等を活用し、各教室で実施します。ただし、十分な換気及び児童の間隔の確保が可能な場合は、教室以外の場所で実施することもあります。
- (2) 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、グループや少人数による話し合い・学び合いなどの活動は必要最低限にとどめます。やむを得ず、児童の会話や発声などが必要な場合は、十分な換気及び児童間の間隔を確保した上で指導します。
- (3) 感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い一部の実技指導（調理実習）等については、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行います。
- (4) 体育は、原則として、熱中症予防のためマスクを外すよう促します。その際、児童間の距離をとったり、体育館の場合は換気をしたりして実施します。
- (5) 現在、給食開始を6月中旬に予定しています。給食の配食を行う児童は、体調不良の症状の有無、衛生的な服装をしているか手洗いを十分にしたか等、給食当番活動が可能であるかを確認し、適切でないと認められる場合は給食当番を交代するなどの対応を行います。また、配膳の際は、児童が間隔を空けて並ぶなどの工夫をします。児童が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせます。

3 児童の登校の判断

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、出席しなくてもよいと認める日（出席停止・忌引等の日数）として扱います。
- (2) 国や地域を問わず、海外から帰国した児童については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請します。

4 感染者が出た場合

- (1) 児童の場合
 - ア 児童が感染した場合には、速やかに学校にお知らせください。
 - イ 当該児童について、治癒するまでの間を出席停止とします。
 - ウ 文京区教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、本校について14日間を目安に臨時休業を行います。ただし、衛生主管部局と相談の上、総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無や規模及び期間について、別途判断する場合があります。
- (2) 教職員の場合
 - ア 当該教職員については、治癒するまでの間、休ませます。
 - イ 4(1)ウと同様。

5 学校が濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 児童の場合

- ア 児童の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校にお知らせください。
- イ 校長は、保護者や児童から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童に対して出席停止の措置をします。
- ウ 文京区教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合があります。

(2) 教職員の場合

- ア 校長は、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませます。
- イ 5 (1) ウと同様。

6 区内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合があります。

7 その他

- ・保護者の皆様がご来校する際は、必ずマスクを着用するとともに、手指のアルコール消毒をしていただきますようにご協力をお願いします。万が一着用のない場合は、受付にてお受け取りください。